

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見 元	公開・ 非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
1	全般的 事項	田 中 委 員	公開	<p>(0413審議会) 複数案の提示は、環境に対する深刻な影響を回避又は最小化することが目的なので、動植物などへの影響を最小化する視点で複数案を検討すべき。</p>	<p>(0413審議会) 複数案については別途説明する。</p>	—
2	全般的 事項	坂 本 会 長	公開	<p>(0413審議会) 性能発注について、現時点ではっきりしていることはあるか。一般的な焼却炉の性能以外に、この場所ならではの特に必要な性能等はあるか。</p> <p>(0413審議会) (事業者回答に対し)いつ頃決まるか。例えば、先ほどの騒音の話であれば、こういう性能である、という部分はあるか。</p>	<p>(0413審議会) 地域特性に沿った性能は有していないが、地域の事情(ごみの出し方等)に対応できる性能は担保している。</p> <p>(0413審議会) プラント建設に参加するメーカーや業者に事業者の考えを提示して、求めている性能に対応できるか確認している。令和8年8月以降に、公告した上で入札行為に入る。</p>	<p>事業者説明資料 2 【2-1】 性能発注の内容には、審議会当日に回答した公害防止基準に加え、本環境影響評価で提示した「環境配慮事項」及び「環境保全措置」のうち、受注者に義務付けるとした内容が盛り込まれることとなります。 例としては残置森林の範囲や、工事中の仮囲いの設置などが挙げられます。</p>
3	全般的 事項	田 中 委 員	公開	<p>(0413審議会) 合棟案、別棟案の複数案について、環境に対する影響の回避、最小化、代償といった環境保全措置とどのように関係するのか。</p>	<p>(0413審議会) そのとおり。</p> <p>(0413審議会) 必ずしも、複数案の各々の環境影響の多寡について検討していない。 性能発注であり、平面形状が確定していないため、想定しうる複数のパターンにおいて、問題の有無の検討を行った。</p>	—

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見 見 元	公開・ 非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
4	全般的 事項	田 中 委 員	公開	(0413審議会) 環境影響評価の複数案とは、本来は土地利用の代替案を比較することをいうが、立地がすでに決まっている場合でも、事業区域を広く設定し、その中で土地利用の複数案を検討する余地はないか。	(0413審議会) －	準備書P6の「計画地の選定理由」に示すように、組合を構成する12市町村長の会議体により、地形、災害等の安全性、周辺環境の状況、インフラの状況など18項目の評価基準を踏まえ、令和2年10月の段階で本事業の事業地を選定しており、事業地の変更は難しい状況です。このため、施設の基本設計では、事業地内を適切な土地利用を重視して進めてきました。 計画では桂川沿いの森林を残置することにより、森林部分の改変を回避するとともに、周辺環境への影響の低減を図っています。このため、旧耕作地部分の土地利用には余裕がなく、土地利用の複数案を検討する余地は非常に少ない状況です。
5	全般的 事項	田 中 委 員	公開	(0413審議会) 事業者が示す複数案は、手法や対応の違いに過ぎず、複数案とはいえない。条例などで明確に定義されていないのも原因であるが、公的事业がこの解釈を許せば、今後の民間事業でも何でも複数案とされかねないため、行政指導により、回避・最小化・代償という環境アセスメント本来の複数案の検討を求めるべき。	(0413審議会) －	方法書に対する知事意見1は「施設建設の発注条件のうち環境に影響を及ぼしうる条件については、複数案を比較検討したうえで条件(案)の決定理由を準備書に示すこと。」としています。準備書では「施設建設の発注条件」の中で取り得る選択肢の中から複数案を設定しています。

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
6	全般的事項	田中委員	公開	(0413審議会) 当該事業で最も深刻な環境影響は何かを明確に順位づけしたうえで説明すべき。	(0413審議会) —	評価書の説明時には、本事業で特に留意すべき環境影響を明確にして、説明を行うようにします。 廃棄物処理施設では、焼却処理による排ガスの影響や、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響等が挙げられます。 自然豊かな、富士山を中心とした自然景観に特徴づけられる地域であるため、動植物と景観への影響には特に留意すべき項目です。また、事業区域周辺には交通が集中する領域があるため、廃棄物運搬車両の走行による影響が留意すべき環境影響となると考えます。
7	全般的事項	田中委員	公開	(0413審議会) 水質汚濁物質について、成功基準として環境基準がある物質は環境基準としているが、基準値まで悪化しても許されることも受け取られるため、環境基準の有無にかかわらず、現状を悪化させないことを成功基準とすべき。	(0413審議会) —	事業者説明資料 2 【2-2】 水質汚濁ではご指摘いただいた通り、環境基準までは悪化しても許容されるものと受け取られるため、評価書では現状を悪化させないことを基本とした環境保全上の目標の設定に改めます。
8	全般的事項	田中委員	公開	(0413審議会) 山梨県の環境アセスメント環境影響評価手続きの手引きに「複数案の比較検討は、単に環境保全目標の達成を目指す目標クリア型アセスメントではなく、事業者が実現可能な範囲で環境への影響をできる限り小さくするための措置」とあるので、そのような記載となるよう指導すべき。	(0413審議会) —	環境への影響をできる限り小さくしていることが明確になるよう、評価書の記述を改めます。
9	大気汚染	小林拓委員	審議会後	(0413審議会後) 将来予測濃度は、バックグラウンド濃度と排出ガス寄与濃度の和で計算する。事業場直近にある民家における将来予測濃度は0.0069、沿道大気No.1は0.0063である。	—	値に誤りがありました。正しくは 事業者説明資料 2 【2-3】 に示します。バックグラウンド濃度及び排出ガス寄与濃度に、本来はNO ₂ を入れるべきところをNO _x の値が入っていたものです。このため、将来予測濃度と日平均値の年間98%値には修正がありません。

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
10	悪臭、騒音、振動	事務局	審議会後	<p>(0413審議会後)</p> <p>事業者説明資料2の70、80ページ等の悪臭・騒音・振動に関する基準について、山梨県告示や県条例の特定建設作業の規制基準が挙げられている。しかし、県告示の場合、適用されるのは西桂町だけであり、富士吉田市は市の告示である。また、条例の規制基準 (特定建設作業) は、法と条例で異なるが、法の規制基準に対する言及がないように思われる。</p>	—	<p>事業者説明資料 2 【2-4】 悪臭の規制基準について ご指摘のとおり、対象事業実施区域のうち、西桂町に含まれる範囲は、山梨県告示により臭気指数規制が適用されます。一方、富士吉田市に含まれる範囲は臭気指数規制の範囲外 (準備書P195、図4.5-5参照) であるため、富士吉田市条例による臭気指数規制は適用されません。以上の旨を評価書に明記します。</p> <p>事業者説明資料 2 【2-5】 特定建設作業騒音の規制基準について 特定建設作業騒音の規制については、騒音規制法と県条例で規制対象となる事業や、一部の規制値が異なる中で、最も厳しい基準値 (75dB) を環境保全上の目標値としています。以上の旨を評価書に明記します。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見 見 元	公開・ 非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
11	騒音	高木委員	公開	<p>(0413審議会) 本事業は、既に道路騒音が要請限度と同等、又は環境基準を超過している高速道路・幹線国道沿いに焼却施設を建設する計画であり、事業実施による騒音の更なる悪化が懸念される。 事業実施前の現地調査結果で環境基準を超過している地点 (沿道騒音No. 3、No. 5) については、環境基準でなく要請限度を環境目標としているが、それでは環境基準の意味がない。 騒音の再調査により、他の基準超過地点がないかを確認するとともに、道路管理者と連携して改善に努めるべき。 環境基準を満たすなどの改善が困難な場合は、検討状況を示すとともに、最低限、要請限度未満となるよう努めること。</p>	<p>(0413審議会) 中央自動車道、県道718号、国道139号線については、富士吉田市と西桂町が、県、国等に、交通の住み分けを依頼している。 また、県道718号については、現在、県が整備を行っており、事業者としても車両の分散化を依頼している。</p> <p>(0413審議会) 現況で基準値超過していることの対処方法と、準備書及び評価書での記載方法については、組合と相談して、次回審議会で回答する。</p>	<p>現地調査結果において、道路交通騒音が環境基準値又は参考とする基準値を上回っている地点があることを踏まえ、評価書において、環境保全上の目標等を下記のように修正します。なお、「現状非悪化」の判断基準は「現状+1dBまで」とします。 また、事後調査においては、環境基準までは悪化してもよいという評価にならないように、環境保全措置等の成功基準を各予測地点における騒音レベルが予測値以下になることを基本として評価します。</p> <p>○現況の騒音レベルが環境基準を下回っている地点： 「環境基準を満足していることはもとより、資機材 (または廃棄物) 運搬車両の走行の影響により現状を悪化させないこと。」</p> <p>○現況の騒音レベルが、環境基準と同値または環境基準を上回っている地点： 「資機材 (または廃棄物) 運搬車両の走行の影響により現状を悪化させないこと。」</p> <p>このように環境保全上の目標を修正することに伴い、準備書において「環境保全目標に適合」としていた評価の一部が「環境保全目標に不適合」となります。具体的には、沿道騒音No. 1地点及び沿道騒音No. 5地点では予測結果が「現状+2dB」または「現状+3dB」となる場合があり、環境保全目標に適合しません。 そこで、評価書においては、準備書で不要としていた「環境保全措置」を講じることとし、要求水準書により受注者に対して「設計・建設業務の実施にあたって、環境影響評価書を遵守した対応を行うこと」及び「事後調査により環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、受注者の責任において対策を講じること」を義務付けます。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
12	水質汚濁	坂本会長	公開	<p>(0413審議会) 現状の施設の水質を参考にするという説明があったが、現状の施設とは、別の場所の処理水ということか。新しい施設は、浄化槽を使っているのではないのか。</p> <p>(0413審議会) それは雨の話だけということか。</p> <p>(0413審議会) 現状の施設の浄化槽の水質を参考にして、新しい施設の浄化槽の予測をしたというわけではないということか。</p>	<p>(0413審議会) 現状の施設の水質の調査結果については、降雨時の雨水排水の水質を現地調査で測定し、その結果を類似施設として参考にした。</p> <p>(0413審議会) そのとおり。</p> <p>(0413審議会) そのとおり。</p>	—

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
13	水質汚濁	坂本会長	公開	<p>(0413審議会) 当該ごみ処理施設では、水質について、BOD 1mg/L以下という環境基準を目標としている。一般的に浄化槽排水の水質の基準は緩く、浄化槽排水の基準を用いては、前述の目標を達成することは難しいのではないかと。</p> <p>(0413審議会) 生活排水は、浄化槽で処理して放流するのだが、浄化槽の放流水の基準を使用してよいのか。放流量が少ないからよいのか。</p> <p>(0413審議会) 浄化槽の基準の水質の放流水が、桂川で薄まるから問題がないという認識でよいのか。</p>	<p>(0413審議会) 工場内で発生する生活排水は、プラント排水とは別のルートで、合併浄化槽で処理して放流する。プラント排水は、放流せずに場内処理する。</p> <p>(0413審議会) 浄化槽は、既製品を用いるため、国が定める放流基準の適合については、性能上可能であるが、放流基準以上の効果については見込めない。 そのため、環境影響評価の際には、基準を満たした浄化槽の放流水が、下流の桂川の水質にどの程度影響するのかという検討を行った。その結果、ほとんど影響がないという結論に至った。</p> <p>(0413審議会) そのとおり。</p>	<p>事業者説明資料 2 【2-6】 浄化槽の性能に関する回答に一部誤りがありましたので訂正します。 予測に用いた浄化槽の放流水質の設定のうち、BODについては、富士吉田市環境美化センターにおいて公害防止基準を10mg/Lとして維持管理していることから、環境省関係浄化槽法施行規則に定められた20mg/Lよりも厳しい、10mg/Lを予測条件としています。</p>
14	水質汚濁	事務局	審議会後	<p>(0413審議会後) 事業者説明資料3の236、239ページの水質汚濁物質の環境保全上の目標として、BODの目標値を10mg/L以下としており、その根拠を浄化槽法施行規則としている。しかしながら、同規則には、BODの目標値を10mg/L以下とする数値規定は確認できない。何を根拠にしているのか。</p>	—	<p>事業者説明資料 2 【2-6】 BODの目標値 (10mg/L) の設定根拠は、富士吉田市環境美化センターにおける放流基準でした。表記の誤りを訂正します。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
15	水質汚濁	事務局	審議会後	<p>(0413審議会後)</p> <p>事業者説明資料3の236、239ページの水質汚濁物質の環境保全上の目標として、BODの目標値を10mg/L以下、SSの目標値を200mg/L以下としている。しかし、BODの目標値を10mg/L以下するならば、設備設計上、現時点のSSの目標値はより低い値にできるのではないか。</p> <p>※本事項については、既に口頭で説明済。</p>	—	<p>意見14の回答のとおり、BODの目標値は維持管理実績のある富士吉田市環境美化センターにおける放流基準を参考としたものであり、その他の項目については目標値を下げられる根拠がないため、準備書等に記載のとおりとします。</p>
16	水質汚濁	事務局	審議会後	<p>(0413審議会後)</p> <p>事業者説明資料3の236、239ページにリン及び窒素の水質汚濁物質の環境保全上の目標値が定められている。</p> <p>他方、桂川のリン、窒素については相模湖の水質汚濁の原因となることから、神奈川県側から削減を求められてきた歴史や、桂川流域下水道の運営に対し、神奈川県側の自治体から協力を受けているという経緯もある。</p> <p>これらを考慮すると、リン、窒素は削減する計画にしたほうが良いのではないかと考える。</p>	—	<p>少しでも環境負荷を減らそうというご意見ですが、予測により数字上、桂川の現況の水質を変化させることがないという結果が得られています。</p> <p>目標値をより厳しく設定することによる環境負荷低減の効果がほとんど得られないと考えられるため、リン、窒素の目標値は準備書に記載のとおりとしています。</p> <p>事業者説明資料2【2-7】に準備書の予測結果を示します。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
17	水象	坂本会長	公開	<p>(0413審議会) 採水した地下水はごみ処理施設の運営に使い敷地の外には出ないということであるが、地下水及び雨水含めた水の使用と排水の全体像がわかるように説明すること。</p>	<p>(0413審議会) そのとおり。</p> <p>(0413審議会) プラント用水を排水処理設備にて、一定の使える水に戻す。使用先については、焼却炉内等での、排ガスの減温処理及び施設内で再利用水を想定している。</p> <p>(0413審議会) 再利用水については、排ガスを減温するために、最後に使う。</p> <p>(0413審議会) そのとおり。</p> <p>(0413審議会) —</p>	<p>地下水の取水から環境への放出 (排水、水蒸気) までの水のフローを事業者説明資料 2【2-8】に示します。</p> <p>外部に出ていく水分は、合併浄化槽での処理後の生活排水と、冷却水の蒸発、焼却残渣に含まれて最終処分される水分です。</p> <p>なお、雨水はフローに示していませんが、受注者の提案によることとなります。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
18	地盤沈下 土壌汚染	後藤委員	公開	<p>(0413審議会) 地盤沈下について、準備書P612のボーリング2では、約10mにわたり粘土まじり砂礫層が確認されており、地盤沈下の可能性があることから、さらなる検討を行うべき。</p> <p>(0413審議会) ボーリング調査はW-1、W-2以外のBor. 1～3などでも行っているのので、すべての調査結果を提示すること。</p>	<p>(0413審議会) 次回以降の審議会で回答。</p>	<p>事業者説明資料2【2-9】にボーリング調査の結果等を示します。 ボーリング地質調査は事業地内で9本実施していますが、最も深いものでも9mまでであり、溶岩層の下の帯水層の正確な情報はありません。 準備書P612のボーリングW-2は、深井戸テストボーリングによる推定図となっています。 準備書本編で示したように、この粘土混じり砂礫の下部には砂礫層が厚く堆積しており、地下水位の回復が非常に速い地域地層であること、周辺のこれまでの水道水源としてのでは揚水による地盤沈下が発生していないことから、事業実施区域で地盤沈下が起こる可能性は非常に小さいと考えられます。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
19	地盤沈下 土壌汚染	後藤委員	公開	<p>(0413審議会) (事業者説明資料2) P30の図のパターン2とパターン3の違いが分からないため、すべてのパターンを同じ標高で描いた上で、地質断面図も入れ、土質、残土の土量、切土、盛土の土量を示すべき。</p>	<p>(0413審議会) パターン2は、切土をするが盛土をしないパターンで、搬入量が0となっている。パターン3は、切土と盛土の調整をしているパターンで、できるだけ搬出量が少なくなるようになっている。 結果として、両パターンで、地盤の形が多少異なっている。後段の部分については、承知した。</p> <p>(0413審議会) 指摘のとおり、切土、盛土の調整をして出すということが、必ずしも図に反映できていない。 造成盛土部分がパターン2よりもパターン3の方が少し多くなっているのが図上の違い。</p> <p>(0413審議会) そのとおりです。</p>	<p>事業者説明資料2【2-10】 準備書P982の図8.4.1-1及びP1013の図8.4.3-1に、全パターンを同じ標高で描いた図を示しています。また、搬入出土量については、準備書P982の表8.4.1-3及びP985の表8.4.1-7に示しています。 地質断面図を入れる等、評価書ではより詳しい説明を盛り込みます。 なお、造成後の形状は受注者の提案によるため、発生する土砂の土質、切土・盛土の土量の詳細は設定しておりません。準備書で示した搬入出土量はあくまで現段階の概算値です。</p>

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
20	植物、動物	北原委員	公開	(0413審議会) 植物・動物・水生生物の環境保全措置である「創出しようとする環境の状況」に7つの措置が示されているが、全て新たに整備するのか。	(0413審議会) 非公開部分で説明する。 (非公開部分12ページの内容) 創出環境の特徴は次に示すとおり。 ・元の湿地に状況に類似させる。 ・水の供給や日照によって水位を変動させる。 ・浅い泥底の水辺と乾燥した草地までのエコトーンとする。 ※7つの項目のいくつかについて回答されていないと考えられる。	事業者説明資料4【4-4】 (非公開) 環境保全措置として、造成工事で失われる事業地内の水辺と周囲の草地環境の状況を模したものを創出することを計画しています。 失われる事業地内の水辺の状況と、創出しようとする場所の現状を資料に示しました。 創出しようとする環境は、造成工事で一旦整地される場所に、新たに作る計画です。 現在の過湿地の状況に近い環境を創出することを想定しており、保全対象となる植物、動物の生態を踏まえて条件を7つの項目としてまとめました。 詳しくは、非公開部分で説明します。
21	植物、動物	北原委員	公開	(0413審議会) 創出環境の目標を「保全対象種の生育・生息や生態系の維持」としているが、短期間での達成が困難と考えられるため、長期的なロードマップ (時系列計画) や、達成状況をどのように評価するのかを示すべき。	(非公開部分12ページの内容) 具体的な設計は実施中であるため、評価書で示す予定。	—
22	植物、動物	北原委員	公開	(0413審議会) 変更区域が約3haに対し、創出環境が約200㎡と非常に小規模であるが、猛禽類の地域生態系、餌環境を含めたローカルな生態系を本当に維持・復元できるのか、実現可能性へ懸念がある。	(非公開部分13ページの内容) 回避、最小化、代償の順に環境保全措置を講じることにより環境保全上の目標と整合が図られ、環境保全目標を満足する結果となる。	—

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
23	植物	芹澤委員	公開	(0413審議会) 陸上植物の現地調査結果の表について、大葉シダが事業区域内48種、事業区域外44種とあるが、全体が47種とあり整合しない。 また、表の合計では区域内570種、区域外513種、全体570種とあり、区域内の生物多様性が区域外より著しく高いような印象を与えるが、調査範囲の面積は、区域内のほうが区域外より狭く、広い区域外で種数が少ないのは不自然である。	(0413審議会) シダ類の数字は、おそらく誤りであり、全部の集計とその面積との関連についても、再度確認し、次回以降回答する(表を修正する)。	ご指摘のとおり、集計に誤りがありました。正しい値を 事業者説明資料 2【2-11】 に示します。
24	動物	佐藤委員	公開	(0413審議会) 猛禽類の調査範囲が「周辺1kmの範囲」とあるが、これはどのような基準で決定したのか。国土地理院の地図に照らし合わせると、片側1.2km程度になっており、違和感がある。	(0413審議会) 特別な基準はない。経験則等から1km程度が妥当であると判断した。 ※片側1.2km位になっている件には未回答。	猛禽類の調査範囲は「周囲1kmの範囲」としていましたが、実際の調査上は、事業地から1km近辺にある山のピークまでの距離を目安に調査を行いました。調査範囲図もこれに合わせたため、調査範囲は事業地から概ね1,130mとなっています。
25	動物	湯本委員	公開	(0413審議会) 事業区域内で確認されたモリアオガエルやシュレーゲルアオガエルは、周辺に産卵場所がないため、区域内へ集中している可能性がある。事業により生息環境が消失するとしても、両生類にも配慮した創出環境とすることで移入することも考えられるため、保全対象種を、より広くした環境保全措置(創出環境)とすべき。	(0413審議会) 意見の意図は理解した。	環境保全措置として位置付けている創出環境の対象種として、モリアオガエルも位置付けることとします。 詳しくは、非公開部分で説明します。
26	生態系	小林富委員	公開	(0413審議会) 水田雑草群落、放棄水田雑草群落という、群落名を使用した根拠又は出典は何か。	(0413審議会) 次回審議会での回答。	群落名の根拠を 事業者説明資料 2【2-12】 に示します。 植生区分は、環境省の自然環境保全基礎調査(植生調査(植生自然度調査))の現存植生図2024凡例一覧表に準じています。

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見 見 元	公開・ 非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
27	生態系	佐藤委員	公開	(0413審議会) 事業地周辺 1 km (直径 2 km) の範囲には西側の市街地と東側の山林という大きく異なる環境が含まれており、それを一括して生態系の注目種をチョウゲンボウとするのは不適切。チョウゲンボウは市街地側に生息する種であるため、市街地側と山林側を分けて整理すべき。山林側まで含めるなら、注目種はノスリやクマタカ、夜行性ではフクロウなど別の種とすべき。	(0413審議会) -	事業者説明資料 2 【2-13】 ご指摘のとおり西側の市街地と東側の山林の環境は大きく異なっていると認識しています。事業地周辺は、両者の境界付近に位置するものの、平坦な農地であり、生態系としては西側の市街地に含まれるものと考えます。 このことから、生態系の上位性の注目種はチョウゲンボウが最も適していると判断しているものです。このような検討の過程を、評価書ではわかりやすく記載するようにします。
28	生態系	佐藤委員	公開	(0413審議会) 「個体数の減少により捕獲の難易度が上がるため」という文章や「地域個体群」という言葉がわからないので説明してほしい。	(0413審議会) 事業区域の改変により、現在チョウゲンボウの有効な餌場となっている草が失われるため、代替となる餌場の確保が必要になる。その結果、周辺地域での採餌が増え、餌生物への影響(脅威)は大きくなると考えられる。ただし、その影響は地域個体群が消滅するほど大きなものではなく、個体数が減少すれば採餌効率も下がるため、最終的に絶滅に至る可能性は低いと考えている。 (0413審議会) 昆虫相である。 (0413審議会) -	準備書での表現がわかりにくい記述でした。評価書ではわかりやすく記述を改めます。 「地域個体群」としたのは事業地の周辺地域の昆虫の個体群のことであり、レッドリストで用いられているような「ほかの地域とは遺伝的に隔離されている個体群」の意味ではありません。表現が不適切でしたので、 準備書評価書 では記述を改めます。

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
29	生態系	佐藤委員	公開	(0413審議会) 生態系の予測結果について、事業による生態系への「被害」や「攪乱」が生じるにもかかわらず、曖昧な言葉や生態学のルールに基づかない説明をすることは不適切であるため、説明を改めること。事業による攪乱の結果 (勝者) を予測することは困難だが、周辺地域にどのような影響 (例: アカネズミによる農作物被害) が生じるのかを事業として予測すべき。	(0413審議会) -	生態系の予測結果については、曖昧な言葉や生態学のルールに基づかない説明がありました。 準備書評価書 では予測結果の説明を見直し、記述を改めます。 事業による攪乱による周辺地域への影響について予測し、記述します。
30	景観・風景	石井委員	公開	(0413審議会) 景観について、「何が見えるか」は示されているものの、「どのように見えるか」や「どのような問題が生じ得るか」という具体的な想定が不足している。具体的には、建物の見え方について横方向の視点が示されていないことや、富士山に向かう途中で施設が視界に入ることによる景観への影響 (期待感の阻害) が説明されていない。 また、問題への対応や選択肢についても「最終的には工事施工業者が行うため分からない」とされているが、実際には技術的な幅は限定的であり、現段階で想定可能な範囲の検討と説明が必要である。	(0413審議会) 新施設は現施設より東側に移設され、フォトモンタージュによる検証の結果、富士山の景観を阻害しないと判断している。 施設配置については、焼却施設の規模や高さ、必要面積がある程度決まっているため、成立可能な2案 (別棟案と合棟案) に絞り込んだ。 (0413審議会) -	景観の影響の想定については 事業者説明資料 2【2-14】 に示します。 景観の複数案の設定は「施設建設の発注条件のうち環境に影響を及ぼしうる条件」を意識したもので、「どのように見えるか」「どのような問題が生じるか」ということと関連しています。 ご指摘のとおり、富士山に向かう途中で目に入る大型の建造物 (建築物) という観点で、施設の存在は景観への影響として認識できると考えます。しかし、ごみ処理の継続のために施設の建設が必要であること、用地を変更することが困難であることを踏まえると、代替案を示すことは不可能です。このため、他の観点と同様、施設が目立ちにくく、周辺と調和していることについての予測・評価としています。

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
31	景観・風景	石井委員	公開	(0413審議会) 建物 (←削除) 煙突の高さ (59mと100m) の比較や色彩設定について、その根拠や検討経緯の説明が不足している。	(0413審議会) －	煙突高さについては、準備書の総合評価 (P1194) に複数案の設定理由を記載していますが、分かりにくいいため、評価書では第8章8.1.1大気汚染の中でも説明を記載するようにします。 なお、煙突高さ高さ60m以上からは航空法等の法規制が厳しくなることから、それを超えない限度として59mを設定し、比較として大規模の施設での事例の多い高さ100mについて比較を行いました。 建物の色を淡い色としているのは、富士吉田市の景観形成基準の範囲内で、目立ちやすい条件となる明度と彩度が高い条件としました。
32	景観・風景	石井委員	公開	(0413審議会) 景観分野では、誰が設計に関与し、どのようなプロセスで判断するのかによって、効果の不確実性が非常に大きいため、「よりよい設計を採用することで効果の不確実性は小さい」との説明は不適切であるため、これらのことについて具体的に示すべき。	(0413審議会) －	よりよい設計を採用するプロセスについては、準備書の景観・風景 (P959) に理由を以下のように記載しています。 「工事施工事業者が行う設計に際しては、工事発注段階で指示を行い、効果の高い優れた案を採用することとする。工事施工事業者の選定に際しては、応募者に完成予想パース図を提出させ、有識者を交えた事業者選定組織により、景観への影響を事業者選定の要素の一つとする。その上で、候補者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行う。」 現在、発注に向けた準備が進行中ですので、より具体的な検討の仕組みについては、可能な範囲内で評価書に記載するようにします。

事業者説明資料 1 (訂正版)

注) P13～P16の朱書きは会議当日に訂正することにした部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表 (公開部)

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容 (要旨)	事業者回答 (要旨)	事業者回答 (後日)
33	景観・風景	石井委員	公開	<p>(0413審議会)</p> <p>建物の影響を最小化するための環境保全措置 (面分割、植栽等) について検討されていない。過去事例とその効果を示した複数案をあらかじめ提示することは、工事施工業者の検討を縛るものではなく、むしろ必要である。</p>	<p>(0413審議会)</p> <p>外観上の工夫 (分割や色彩など) は施工業者の提案に委ねる方針であり、具体例を示すことは提案の自由度を損なう恐れがあるため、現時点ではあえて示さず、フラットな条件で進めている。</p>	<p>建物のインパクトを小さくする方法として、計画施設の整備にあたり掲げている「景観計画」を事業者説明資料2【2-14】に示します。</p> <p>「景観計画」の中で、建物高さを抑えることや壁面の質、形状により分節すること、親しみやすいデザインとすること、植栽 (高木等) の充実について記述しているため、これらを設計に反映することを受注者入札参加者に求め、事業者選定の際の評価に盛り込むことを評価書に記述します。</p>